

電気通信事業者・地方公共団体  
支援策(総務省)

## 1. 基盤法による支援措置： 民間事業者に対する投資インセンティブの付与

### 低利融資

- ・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド基盤整備のための投資に係る資金需要に対する低利融資(日本政策投資銀行)
  - ・ 金利:高度デジタル特利

### 利子助成

- ・ 上記低利融資に係る利子につき、情報通信研究機構から事業者に対する助成金交付(下限金利につき、過疎地等優遇あり)
  - ・ 助成幅:最大2.0%
  - ・ 助成後下限金利:一般地域 2.0%  
条件不利地域 1.6%\*
- \*:財投金利が1.6%を下回る場合は財投金利を適用

### 税制優遇措置

#### 法人税の特別償却(国税)

- ・ 光ファイバ(最終配線盤まで)、端末系光端局装置(SLT)
- ・ DSL多重化装置(小規模DSLAM)

#### 固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)

- ・ 光ファイバ(配線盤まで(条件不利地域のみ配線盤から最終配線盤まで))等
- ・ DSL、FWA、衛星 等

### 債務保証

- ・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド整備時の資金借入についての情報通信研究機構による債務保証

## 2. 交付金、補助金等の交付： 地方公共団体に対する支援

### 交付金

(平成19年度予算:57.0億円)

- 地域情報通信基盤整備推進交付金
  - ・ 地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、情報格差の解消を行う地方自治体等に対し、有線・無線を問わない幅広い支援対象による補助を実施

### 補助金

(平成19年度予算:35.5億円)

- 地域イントラネット基盤施設整備事業
  - ・ 地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を支援

### 地方財政措置

- ブロードバンド・ゼロ地域解消事業
  - ・ ブロードバンドを整備する民間事業者に対し、市町村が整備費用の一部を補助する場合、当該補助部分について特別交付税措置並びに過疎対策事業債及び辺地対策事業債充当が可能
- 地方単独事業による整備
  - ・ 地方単独事業としてブロードバンドを整備する場合、地域活性化事業債、過疎対策事業債等の起債が可能

## 電気通信事業者に対する支援

### 税制優遇措置の拡充・延長（税制改正要望）

- ・広帯域加入者網普及促進税制の拡充・延長
- ・次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の延長

## 地方公共団体に対する支援

### 地域情報通信基盤整備促進交付金の拡充（予算要求）

- ・予算額の増額（平成19年度：57.0億円 → 平成20年度：103.0億円）
- ・特に条件の悪い自治体に対する交付率の嵩上げ（1/3 → 1/2）

### 地域イントラネット基盤施設整備事業の拡充（予算要求）

- ・予算額の増額（平成19年度：35.5億円 → 平成20年度：43.0億円）
- ・離島に対する補助率の嵩上げ（1/3 → 2/3）

# 電気通信事業者への支援策

# 低利融資制度（高度デジタル特利融資制度）

## 1. 対象施設

日本政策投資銀行の融資事業である「電気通信事業用通信システム整備事業」のうち、以下の施設及びこれらとの一体的設備の整備を行う場合

- (1) 端末系光幹線路（加入者系光ファイバケーブルの幹線部分（電気通信事業者の事業所から最終配線盤まで））
- (2) 端末系光端局装置（SLT 等）
- (3) 光端末回線装置（ONU 等）
- (4) デジタル加入者回線多重化装置（DSLAM）
- (5) デジタル加入者回線信号分離装置（スプリッタ）
- (6) DSLサービス等提供用附帯設備
- (7) 加入者系無線アクセス通信用無線設備
- (8) ケーブルモデム
- (9) マルチサービス対応光伝送装置
- (10) 帯域制御型伝送装置
- (11) IPバージョン6対応ルーター

## 2. 金利

高度デジタル特利（金利水準については日本政策投資銀行において決定）<sup>32</sup>

## 3. 融資比率

- (1) 首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域及び名古屋市の旧市街地：30%
- (2) 首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による近郊整備区域及び中部圏開発整備法による都市整備区域（名古屋市の旧市街地域を除く）：40%
- (3) その他の地域：50%

## 4. 問い合わせ先

日本政策投資銀行 情報通信部  
TEL:03-3244-1477 FAX:03-3270-2473  
<http://www.dbj.go.jp/>

---

<sup>32</sup>日本政策投資銀行等が行っていた従来のNTT-C' 融資（低利融資：民間事業者主体）について、平成17年度以降は、平成16年度末時点で計画されている案件に限り対応を認めることとされています。

# 利子助成制度

## 1. 対象者

基盤法に基づき、高度通信施設整備事業に係る実施計画について、総務大臣の認定を受けた次のもの

- (1) 電気通信事業者
- (2) 有線放送電話業者

## 2. 対象施設

### 【高度通信施設整備事業】

- (1) 端末系光幹線路（加入者系光ファイバケーブルの幹線部分（電気通信事業者の事業所から最終配線盤まで））
- (2) 端末系光端局装置（SLT 等）
- (3) 光端末回線装置（ONU 等）
- (4) デジタル加入者回線多重化装置（DSLAM）
- (5) デジタル加入者回線信号分離装置（スプリッタ）
- (6) 加入者系無線アクセス通信用無線設備
- (7) ケーブルモデム

## 3. 助成率

日本政策投資銀行が行う低利融資（高度デジタル特利融）に係る利子について、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）が、最大2%の幅で下限金利まで助成金を交付。

[下限金利]

過疎地域等以外の地域	当初5年間	2.0%	6年目以降	2.5%
過疎地域等 <sup>33</sup>	当初5年間	1.6% <sup>34</sup>	6年目以降	2.1%

## 4. 問い合わせ先

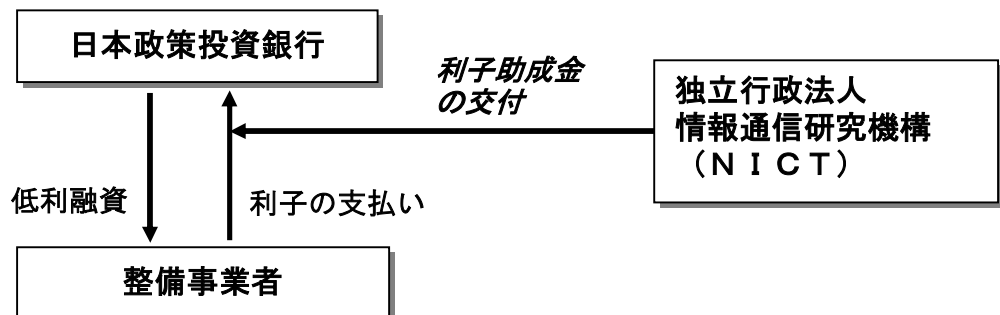
独立行政法人情報通信研究機構（NICT）

情報通信振興部門革新事業グループ

TEL:03-3265-1332 FAX:03-3265-1265

<http://www.nict.go.jp>

(参考) 利子助成制度の仕組み



<sup>33</sup>過疎地域等とは過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、豪雪地帯、振興山村、特定農山村、辺地をいう。

<sup>34</sup>当該融資が行われた日において、償還期間、据置期間及び償還方法が当該融資に相当する財政融資資金貸付金利が1.6%を下回る場合は、当該財政融資資金貸付金利とする。

# 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制

## 1. 対象者

基盤法に基づき、高度通信施設整備事業に係る実施計画について、総務大臣の認定を受けた電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者

## 2. 対象施設

- (1) 加入者系光ファイバケーブル（電気通信事業者の事業所から最終配線盤まで（地方税に係る配線盤から最終配線盤までは、条件不利地域に限定））
  - (2) 端末系光端局装置（S L T）
  - (3) IPバージョン6対応型ルーター
  - (4) 波長分割多重化装置（WDM）
- ※（3）、（4）は地方税のみ。

## 3. 特例措置の内容

- (1) 国税（法人税）

「加入者系光ファイバケーブル」及び「端末系光端局装置」について、事業の用に供した年度の法人税に関して、5%の特別償却を適用。
- (2) 地方税（固定資産税）

上記4施設について、取得後5年度分の固定資産税に関して、課税標準を以下のとおり圧縮。

  - ①「加入者系光ファイバケーブル（条件不利地域に係る配線盤から最終配線盤まで）」：  
3/4
  - ②「加入者系光ファイバケーブル（電気通信事業者の事業所から配線盤まで及び有線テレビジョン放送事業者の事業所から分岐点まで）」、「端末系光端局装置」、「IPバージョン6対応型ルーター」及び「波長分割多重化装置」：4/5

## 4. 適用期間

平成18年6月1日から平成20年3月31日まで（1年10箇月間）

## 5. 問い合わせ先

総務省総合通信基盤局高度通信網振興課  
TEL:03-5253-5866 FAX:03-5253-5868

# 広帯域加入者網普及促進税制

## 1. 対象者

基盤法に基づき、高度通信施設整備事業に係る実施計画について、総務大臣の認定を受けた次のもの

- (1) 電気通信事業者
- (2) 有線放送電話業者

## 2. 対象施設

- (1) デジタル加入者回線 (DSL) 関連施設
    - ① 小規模回線収容型 DSLAM
    - ② DSLサービス等提供用附帯設備
  - (2) 加入者系無線アクセス通信関連施設
    - 加入者系無線アクセス通信用無線設備
  - (3) 衛星インターネット関連施設
    - 衛星インターネット通信用無線設備
- } 地方税のみ

## 3. 特例措置の内容

### (1) 国税 (法人税)

「小規模回線収容型 DSLAM」について、事業の用に供した年度の法人税に関して、10%の特別償却を適用。

### (2) 地方税 (固定資産税)

上記4施設について、取得後5年度分の固定資産税に関して、課税標準を以下のとおり圧縮。

- ・ 「小規模回線収容型 DSLAM」、「DSLサービス等提供用附帯設備」: 2/3
- ・ 「加入者系無線アクセス通信用無線設備」、「衛星インターネット通信用無線設備」: 4/5

## 4. 適用期間

平成18年6月1日から平成20年3月31日まで (1年10箇月間)

## 5. 問い合わせ先

総務省総合通信基盤局高度通信網振興課

TEL:03-5253-5866 FAX:03-5253-5868



# 債務保証制度

## 1. 対象者

基盤法に基づき、高度通信施設整備事業の実施計画について、総務大臣の認定を受けた電気通信事業者及び有線放送電話業者

## 2. 対象施設

- (1) 光ファイバケーブル
- (2) 同期デジタル伝送装置
- (3) 端末系光単極装置 (SLT 等)
- (4) 光端末回線装置 (ONU 等)
- (5) 高機能ルーター
- (6) 波長分割多重化装置 (WDM)
- (7) デジタル加入者回線多重化装置 (DSLAM)
- (8) デジタル加入者回線信号分離装置 (スプリッタ)
- (9) デジタル加入者回線サービス等提供用附带設備
- (10) 加入者系無線アクセス通信用無線設備
- (11) 加入者系無線アクセス通信用回線接続装置
- (12) ケーブルモデム
- (13) 通信網制御装置
- (14) 複合通信用交換機
- (15) 複合通信変換装置
- (16) マルチサービス対応光伝送装置
- (17) 帯域制御型伝送装置

## 3. 保証内容

- (1) 一被保証者の保証債務の残高限度額  
40 億円 (高度通信施設整備事業)
- (2) 保証割合 最大 80% (新株予約権付社債は 70%)
- (3) 保証期間 原則 10 年以内
- (4) 保証料 1.0%以内

## 4. 問い合わせ先

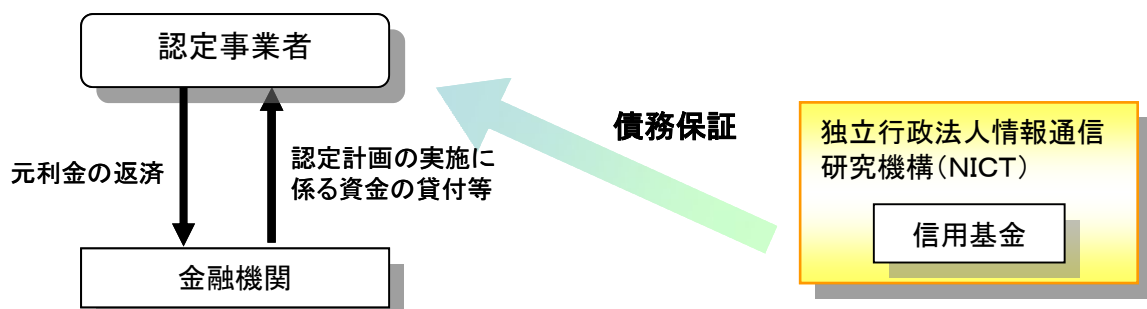
独立行政法人情報通信研究機構 (N I C T)

情報通信振興部門革新事業グループ

TEL:03-3265-1332 FAX:03-3265-1265

<http://www.nict.go.jp>

(参考) 債務保証制度の仕組み



# 地方公共団体への支援策

# 地域情報通信基盤整備推進交付金

## 1. 概要

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正するために、ケーブルテレビ、ADSL、FWAなど地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図るものです。

本スキームは、平成18年度予算で新設したスキームであり、平成19年度は、デジタル放送中継局、有線共聴施設にも対象が拡充されています。

### (1) 交付対象主体及び交付率

① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1/3）

（注）条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1/3）

（注）合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

③ 第三セクター法人（交付率：1/4）

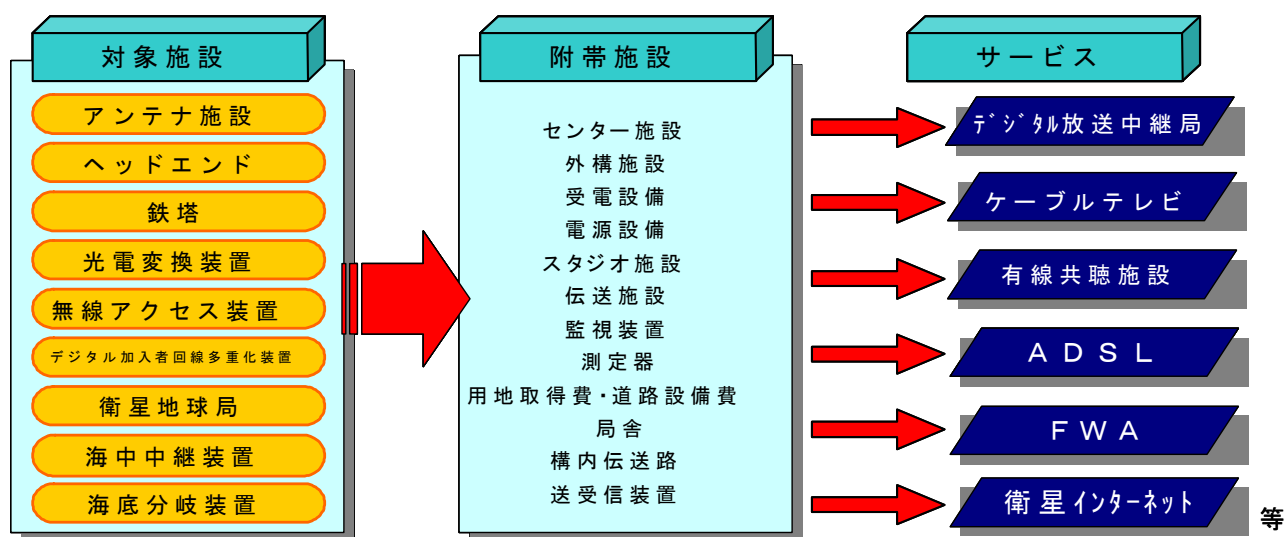
### (2) 交付対象施設

次の①からサービスを決定する主要な施設を選択し、それに附帯して効用を発揮する施設を②から必要な範囲で選択することで、地域に最も適したICT基盤整備を推進。

① 本体施設（アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局、海中中継装置、海中分岐装置 等）

② 附帯施設（センター施設、受電設備、電源設備、伝送施設、監視装置、構内伝送路、送受信装置 等）

## 2. 施策のイメージ



地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

## 3. 問い合わせ先

地域を管轄する総務省総合通信局等

# 地域イントラネット基盤施設整備事業

## 1. 概要

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援します。

### (1) 実施主体

都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

### (2) 補助対象経費

- ① 施設・設備費（センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等）
- ② 用地取得費・道路費

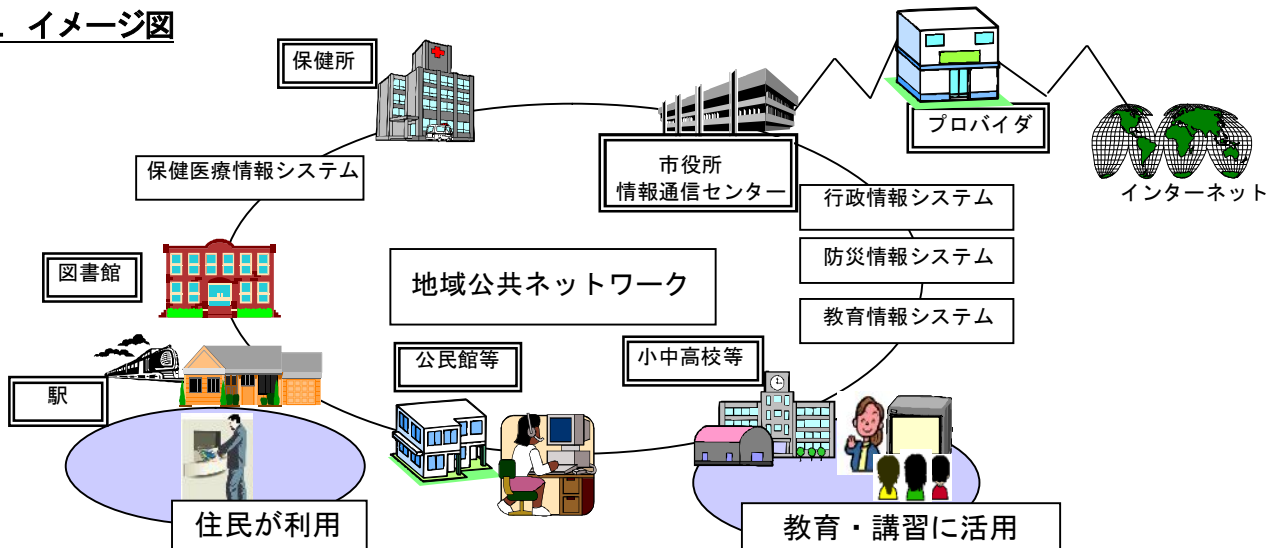
### (3) 補助率

- ① 都道府県、市町村単独の場合及び都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合… 1 / 3
- ② ①以外の連携主体、合併市町村（ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。）の場合及び沖縄県、沖縄県内の市町村… 1 / 2
- ③ 第三セクターの場合… 1 / 4

### (4) その他

- ① あらかじめケーブルテレビ（地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。）への開放を目的とする整備を可能とする。
- ② あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

## 2. イメージ図



## 3. 問い合わせ先

地域を管轄する総務省総合通信局等

# 特別交付税措置

## 1. 概要

ブロードバンド・ゼロ地域を解消するため、ブロードバンド基盤を整備しようとする民間事業者に対して市町村が補助する場合に、その経費について特別交付税の措置が認められたもの（H18～22年度の5年間）。

## 2. スキーム

### (1) 対象地域

ブロードバンド・サービスが提供されていない条件不利地域（過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村、豪雪）に該当する地域

### (2) 対象事業

- ① 地方単独事業（地方公共団体が国からの補助金・交付金を活用せず、単独で実施する事業）
- ② 加入者系光ファイバ網を除くブロードバンド・サービス提供のために必要な施設・設備を整備する事業  
想定される対象設備：DSLAM、スプリッタ、簡易局舎、ケーブルモデム、無線アクセス装置 等
- ③ ケーブルインターネットのための同軸ケーブルを整備する事業（インターネット接続サービスを提供しない放送サービスのみを行う場合の整備事業は含まない）

### (3) 対象費用

上記地域でブロードバンド基盤整備を行う民間事業者に対し市町村が整備費用を補助する場合に要した額の1/2

#### ① 算定方法

次のA、Bのいずれか少ない額の1/2を交付

A. 市町村の実負担額

B. ADSL【(2,000万円×局数)×1/2】

ADSL以外【((2,000万円/450世帯)×世帯数)×1/2】

#### ② 算定事例

民間事業者負担 1/2	市町村 1/2
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 民間事業者の整備費用 2,000 万円</li><li>○ これに対して、市町村が整備費用の2分の1を補助</li><li>○ その補助費用の50%を特別交付税で措置</li></ul> 以上により措置される特別交付税額は、500万円	
	<b>市町村負担の1/2を特別交付税措置</b>

# 地方財政措置

## 1 概要

地方単独事業としてこれらの事業を行う場合等につき、地域活性化事業債、過疎対策事業債の起債が可能です。

## 1 辺地及び過疎対策事業債

### (1) 辺地対策事業

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第2項に規定する施設の整備

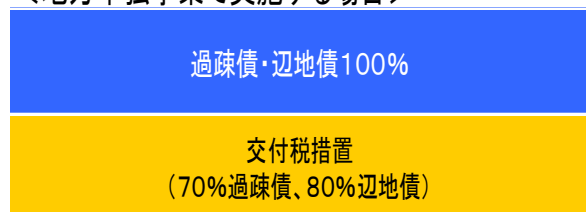
### (2) 過疎対策事業

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第1項に規定する施設の整備等

### (対象施設)

- ① 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信施設を含む。）
- ② 電気通信事業法に規定する端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
- ③ 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能にする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備 等

### <地方単独事業で実施する場合>



### <国庫補助を活用する場合(国庫補助1/3の例)>



### (過疎地域自立促進重点事業)

- ① 過疎地域自立促進市町村計画上、中長期的観点から重点的な投資が必要な過疎対策事業として位置付けられた自主的、主体的な取組みにより実施される下記事業については、過疎地域自立促進重点事業と位置付け、過疎対策事業債について適切な配慮をするものとします。

産業、教育、医療・福祉等の様々な側面で過疎地域に変革をもたらすものとして都道府県が特に推薦するICT（Information and Communications Technology）基盤の整備事業

## 2 地域活性化事業債（地域情報通信基盤整備事業）

情報通信の地域格差の是正及び活力ある地域社会の形成を図るための情報通信基盤の整備

（対象事業）

- ① 公共施設等を接続するネットワークの整備（市内LANを除く。）
- ② 条件不利地域におけるデジタル加入者回線設備（簡易局舎の整備を伴うものに限る。）並びに公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網及び加入者系無線アクセス設備の整備
- ③ 行政情報等を提供するためのケーブルテレビの整備（行政情報を提供するために必要な部分に限る。）等

地域活性化事業債を活用する場合（特に推進すべきもの）

＜地方単独事業で実施する場合＞

地域活性化事業債75%	財源 対策債 15%	一般 財源 10%
交付税措置30%	交付税 措置 50%	

＜国庫補助を活用する場合（国庫補助1/3の例）＞

国庫補助(1/3)	地域活性化事業債75%	財源 対策債 15%	一般 財源 10%
	交付税措置30%	交付税 措置 50%	

## 3 合併特例債（市町村合併特例事業）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する公共的施設の整備（市町村建設計画に基づき、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備等。例：地域情報通信基盤整備事業等）

＜地方単独事業で実施する場合＞

合併特例債95%	一 般 財 源  5%
交付税措置70%	